

熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会運営要項

(目的)

第1条 熊本県精神科救急医療体制（以下「精神科救急医療体制」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会（以下「連絡調整委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡調整委員会は、別表の関係団体の推薦による代表者委員19名（熊本県精神科協会は3名）以内で構成する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年間とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができるものとする。

(委員長を選任及び代理)

第4条 連絡調整委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 連絡調整委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めた時は、第2条に定める委員以外の関係者を連絡調整委員会に招き、その意見を聞くことができる。

(検討事項)

第6条 連絡調整委員会は、次の事項について検討・協議等を行う。

(1) 精神科救急医療体制の整備に関する検討

(2) 精神科救急医療体制の運営に関する連絡・調整

(3) その他精神科救急医療体制に関し必要な事項の協議

(庶務)

第7条 連絡調整委員会に関する庶務は、県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、連絡調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成9年12月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年7月9日から施行する。

別表

熊本県精神科協会

熊本県医師会

熊本県精神保健福祉士協会

熊本大学病院

国立病院機構熊本医療センター

国立病院機構菊池病院

熊本赤十字病院

熊本県精神保健福祉会連合会

熊本県警察本部人身安全対策課

熊本県消防長会

熊本県立こころの医療センター

熊本県精神保健福祉センター

熊本市こころの健康センター

熊本県保健所長会

熊本県健康福祉部健康局医療政策課

熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課